

# 平成21年度特別交付税（市町12月分）について

## 1 本県市町に対する交付額

### (1) 総括表

（単位；金額＝百万円）

区 分	平成21年度	順位	平成20年度	順位	増減額 ( - )	増減率 / %
長崎縣市町分	4,406	11	(17,289) 4,499	13	93	2.1
全国市町村分	181,768	-	(807,019) 186,734	-	4,966	2.7
全 国 総 額	(949,265) 253,853	-	(924,500) 244,910	-	(+24,765) +8,943	(+2.7) +3.7

( )内は、3月分を含む特別交付税総額である。

全国総額は、都道府県分及び市町村分の合計額、順位は全国順位である。  
端数処理の都合上、増減額欄の数値が合わないことがある。

### (2) 各市町別交付額

別紙1のとおり

## 2 12月交付分の算定

12月交付分は、特別交付税総額の1/3以内の額を交付することになっており、主として市町村合併関連経費、頑張る地方応援プログラム関連経費、災害対策経費、病院に係る公営企業対策経費等のための特別の財政需要を算定している。

### 3 本縣市町の特徴

#### (1) 交付額

本縣市町分の12月交付額は、44億6百万円で、前年度より93百万円、2.1%減少した。

項目別では、市町村合併移行・有床診療所・病院経費が大きく増加しているものの、市町村合併（包括分）経費が大きく減少した結果、交付額が減少したものである。

#### 《交付額の大きい項目》

病院	1,189百万円
頑張る地方応援プログラム	690百万円
市町村合併移行	277百万円

#### (2) 主な増減項目

(単位：百万円)

	項目名	H21	H20	増減額
増	市町村合併移行	277	0	皆増
	有床診療所	143	0	皆増
加	病院	1,189	1,092	97
減	市町村合併（包括分）	0	570	皆減
	ごみ焼却施設解体撤去	0	54	皆減
少	離島航路（自営）	191	230	39

有床診療所については、昨年度3月交付であったものが今年度12月交付とされたことにより皆増となっている。

(参考) 昨年度3月交付額 84百万円

項目別の算定内容については、別紙2を参照

#### 4 現金交付日 平成21年12月16日(水)

(別紙1)

平成21年度特別交付税12月交付額

(単位：千円、%)

市町名	平成21年度 交付額 A	平成20年度 交付額 B	増減額 A - B C	増減率 C / B D
長崎市	618,029	736,765	118,736	16.1
佐世保市	622,342	412,309	210,033	50.9
島原市	54,847	162,925	108,078	66.3
諫早市	157,091	146,497	10,594	7.2
大村市	77,082	88,632	11,550	13.0
平戸市	338,327	262,790	75,537	28.7
松浦市	207,627	223,037	15,410	6.9
対馬市	444,514	479,918	35,404	7.4
壱岐市	248,365	230,656	17,709	7.7
五島市	424,542	406,136	18,406	4.5
西海市	202,283	165,209	37,074	22.4
雲仙市	90,581	103,952	13,371	12.9
南島原市	94,403	269,866	175,463	65.0
長与町	38,433	37,052	1,381	3.7
時津町	44,338	40,966	3,372	8.2
東彼杵町	57,961	48,969	8,992	18.4
川棚町	39,353	43,804	4,451	10.2
波佐見町	43,076	38,811	4,265	11.0
小値賀町	75,078	65,127	9,951	15.3
江迎町	48,963	78,340	29,377	37.5
鹿町町	52,141	61,386	9,245	15.1
佐々町	48,449	35,268	13,181	37.4
新上五島町	378,519	360,512	18,007	5.0

市計	3,580,033	3,688,692	108,659	2.9
町計	826,311	810,235	16,076	2.0
市町計	4,406,344	4,498,927	92,583	2.1

## 【別紙 2】

### 主な算定対象項目の内容

- 1 病院  
市町村立の不採算地区病院の病床数等により算定。
- 2 頑張る地方応援プログラム  
頑張る地方応援プログラムに係るプロジェクトに係る取組経費について算定。  
(1団体あたり上限 30,000千円)
- 3 市町村合併移行  
合併期日までに要する所要額のうち、電算システム統合経費等の合併に伴って特に必要となる経費の50%を措置。
- 4 有床診療所  
市町村立の不採算地区有床診療所の病床数により算定。
- 5 市町村合併(合併包括分)  
合併を機に行われる新しいまちづくり、合併関係市町村間の公共料金格差調整等の需要に的確に対応するための包括的経費について合併後3ヵ年算定。  
(3ヶ年の算定率:各団体の基準額に対し、1年目(5割)、2年目(3割)、3年目(2割))
- 6 ごみ焼却施設解体撤去  
地方単独事業で実施するごみ焼却施設の解体撤去工事費について30%を措置。
- 7 離島航路  
離島航路維持のために、民間離島航路事業者へ支出した補助金の80%及び自営離島航路の赤字部分の80%を措置。
- 8 災害関連項目
  - ・現年災害  
国の補助を伴う災害復旧事業費(21.1.1~21.10.31発生分)の事業量及び被災世帯等の人的被害、農作物被害面積に応じて算定。